

# 京都府土木工事等電子納品実施マニュアル（案）

平成 2 8 年 4 月  
京都府建設交通部指導検査課

## （マニュアルの適用）

### 第1条

京都府建設交通部において実施する土木工事の一部及び土木設計業務等の電子納品において、統一的な運用を図るため、本マニュアルを定める。

なお、本マニュアルは、土木工事及び土木設計業務等を対象とするが、土木設計業務等については、次のとおり読み替えるものとする。

- ・ 工事 → 設計業務等
- ・ 施工計画書 → 業務計画書
- ・ 完成図書 → 成果品
- ・ 土木工事書類一覧表 → 設計図書

## （電子納品のスケジュール）

### 第2条

電子納品は、国土交通省において策定された各電子納品要領（案）等及び京都府電子納品ガイドライン（案）に基づき実施する。

その中で、京都府での電子納品の運用上の課題を抽出し、今後の電子納品スケジュールについて見直しを図るとともに、京都府電子納品ガイドライン（案）の整備拡充を図ることとする。

さらに、試行を通じて、発注者、受注者及び関係機関への普及・啓蒙を図ることとする。  
なお、現時点での京都府土木工事の電子納品実施スケジュールは次に示すとおりである。

## 京都府土木工事等の電子納品スケジュール

		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度 ～23年度	平成24年度 ～27年度	平成28年度 ～
業務委託	成果品	全件試行	全件実施	→				
	工事写真	試行 8,000万円以上	実施(8,000万円以上) 試行(2,500万円以上)	全件試行 実施(8,000万円以上) 試行(8,000万円未満)	実施(8,000万円以上) 試行(8,000万円未満)	実施(2,500万円以上) 試行(2,500万円未満)	実施(1,000万円以上) 試行(1,000万円未満)	実施(1,000万円以上) 試行(1,000万円未満)
土木工事	書類等	任意試行	試行 8,000万円以上	実施(8,000万円以上) 試行(2,500万円以上)	全件試行 実施(8,000万円以上) 試行(8,000万円未満)	実施(8,000万円以上) 試行(8,000万円未満)	実施(4,500万円以上) 試行(4,500万円未満)	実施(2,500万円以上) 試行(2,500万円未満)
	その他(図面)	任意試行	任意試行	試行 8,000万円以上	試行 2,500万円以上	全件試行 →		

※工事においては、進捗状況を確認し、段階的に対象拡大を予定しています。  
※全件試行には、一部実施も含まれます。

### (対象工事等)

#### 第3条

- (1) 設計業務等は、全件実施とする。  
ただし、建物調査、工損調査及び現場技術業務委託等（以下、「建物調査等」という。）については、試行とする。
- (2) 土木工事の写真については、当初設計金額が1,000万円以上のものは、実施とする。また、当初設計金額が1,000万円未満のものは、試行とする。
- (3) 土木工事の書類等については、当初設計金額が2,500万円以上のものは、実施とする。また、当初設計金額が2,500万円未満のものは、試行とする。
- (4) 土木工事の図面については、全件試行とする。
- (5) 試行とは、対象とする電子納品が実施できなくても業務の履行を認めるものであり、実施とは、対象とする電子納品が実施できなければ業務は不履行と判断する。  
(ただし、監督職員との協議により電子納品の対象外としたものを除く)
- (6) 設計金額に係わらず受注者から電子納品を実施する申し出等があった場合は、任意試行として本マニュアルに準拠し、積極的に実施するものとする。

### (入札時の条件等)

#### 第4条

電子納品の対象工事の場合は、本工事が電子納品の対象であることを下記を参考に特記仕様書に記載し、入札時の条件とすることとする。

また、発注済みの工事を電子納品の対象とする場合は、同様の内容を協議し、実施すること。

なお、対象工事において、電子納品が実施できない場合は、速やかに指導検査課に受注者名、工事名及び実施できない理由等を報告すること。

#### 【2,500万円以上の工事の場合】

##### (電子納品の実施)

1 本工事は、本府におけるCALS/ECの取り組みの一環として電子納品の対象工事であり、完成図書の内、工事写真及び書類等（図面については、試行とする）の納品を国土交通省工事完成図書の電子納品要領（案）等、京都府電子納品実施マニュアル（案）（平成28年4月）及び京都府電子納品ガイドライン（案）（平成28年4月）に基づき実施しなければならない。

また、受注者は、電子納品の範囲や電子データの作成方法等について、監督職員と工事着手までに、その実施範囲等について事前協議を行い京都府電子納品ガイドライン（案）（平成28年4月）で定められた事前協議チェックシートを提出しなければならない。

なお、試行段階である図面については、電子納品の内容に応じて、成績評定において加点評価の対象とする。

2 電子納品における電子化に要する費用は受注者の負担とする。

また、完成図書は、電子媒体で2部、紙媒体で1部提出するものとする。

【1, 000万円以上、2, 500万円未満の工事の場合】

(電子納品の実施)

1 本工事は、本府におけるCALS/ECの取り組みの一環として電子納品の対象工事であり、完成図書の内、工事写真（書類等及び図面については、試行とする）の納品を国土交通省工事完成図書の電子納品要領（案）等、京都府電子納品実施マニュアル（案）（平成28年4月）及び京都府電子納品ガイドライン（案）（平成28年4月）に基づき実施しなければならない。

また、受注者は、電子納品の範囲や電子データの作成方法等について、監督職員と工事着手までに、その実施範囲等について事前協議を行い京都府電子納品ガイドライン（案）（平成28年4月）で定められた事前協議チェックシートを提出しなければならない。

なお、試行段階である書類等及び図面については、電子納品の内容に応じて、成績評定において加点評価の対象とする。

2 電子納品における電子化に要する費用は受注者の負担とする。

また、完成図書は、電子媒体で2部、紙媒体で1部提出するものとする。

【1, 000万円未満の工事の場合】

(電子納品の試行)

1 本工事は、本府におけるCALS/ECの取り組みの一環として電子納品試行の対象工事とする。

電子納品とは、調査、設計、工事などの各業務の最終成果や管理情報を電子データで納品することをいい、完成図書の内、工事写真、書類等の納品を国土交通省工事完成図書の電子納品要領（案）等、京都府電子納品実施マニュアル（案）（平成28年4月）及び京都府電子納品ガイドライン（案）（平成28年4月）に基づき試行しなければならない。

また、受注者は、電子納品の範囲や電子データの作成方法等について、監督職員と工事着手までに、その試行範囲等について事前協議を行い京都府電子納品ガイドライン（案）（平成28年4月）で定められた事前協議チェックシートを提出しなければならない。

なお、電子納品の内容に応じて、成績評定において加点評価の対象とする。

2 試行期間においては、電子納品の試行が困難と判断される場合は監督職員と協議するものとし、電子納品試行の対象外とすることができる。

3 電子納品における電子化に要する費用は受注者の負担とする。

また、完成図書は、電子媒体で2部、紙媒体で1部提出するものとする。

【業務委託（建物調査等を除く）の場合】

（電子納品の実施）

- 1 本設計業務等は、本府におけるCALS／ECの取り組みの一環として電子納品の対象委託業務であり、成果品の納品を国土交通省土木設計業務等の電子納品要領（案）等、京都府電子納品実施マニュアル（案）（平成28年4月）及び京都府電子納品ガイドライン（案）（平成28年4月）に基づき実施しなければならない。  
また、受注者は、電子納品の範囲や電子データの作成方法等について、監督職員と設計業務等着手までに、その実施範囲等について事前協議を行い京都府電子納品ガイドライン（案）（平成28年4月）で定められた事前協議チェックシートを提出しなければならない。
- 2 電子納品における電子化に要する費用は受注者の負担とする。  
また、成果品は、電子媒体で2部、紙媒体で1部提出するものとする。

【業務委託（建物調査等）の場合】

（電子納品の試行）

- 1 本業務委託は、本府におけるCALS／ECの取り組みの一環として電子納品試行の対象委託業務とする。  
電子納品とは、調査、設計、工事などの各業務の最終成果や管理情報を電子データで納品することをいい、成果品の納品を国土交通省土木設計業務等の電子納品要領（案）等、京都府電子納品実施マニュアル（案）（平成28年4月）及び京都府電子納品ガイドライン（案）（平成28年4月）に基づき試行しなければならない。  
また、受注者は、電子納品の範囲や電子データの作成方法等について、監督職員と本業務委託着手までに、その試行範囲等について事前協議を行い京都府電子納品ガイドライン（案）（平成28年4月）で定められた事前協議チェックシートを提出しなければならない。
- 2 試行期間においては、電子納品の試行が困難と判断される場合は監督職員と協議するものとし、電子納品試行の対象外とすることができる。
- 3 電子納品における電子化に要する費用は受注者の負担とする。  
また、成果品は、電子媒体で2部、紙媒体で1部提出するものとする。

### (監督職員の役割)

#### 第5条

- (1) 事前協議時に工事の基礎情報等を受注者に通知するとともに、事前協議チェックシートに基づく協議を実施すること。
- (2) 施工計画書において、受注者に電子納品の実施方法等を記載（事前協議チェックシートの添付でも良い）させること。
- (3) 受注者の電子データの保存方法やバックアップ方法及び電子データの管理項目に従って整理が行われているかを、工事着手後の早い時期に確認し、受注者の電子納品実施体制を把握し、電子納品成果を確実に提出できるよう指導すること。
- (4) 検査前までに、工事成果が事前協議に基づき実施されているか確認すること。
- (5) 電子媒体による検査の準備を行うこと。
- (6) 電子納品成果を京都府電子納品保管管理システムへ登録すること。

### (工事の完成図書)

#### 第6条

- (1) 完成図書は、土木工事書類一覧表に基づき作成する。なお、電子化に要する費用は受注者の負担とする。
- (2) 完成図書は、電子媒体で2部、紙媒体で1部とする。なお、紙媒体の成果品は簡易な製本で良い。（金文字製本等は不要とする。）
- (3) 打ち合せ簿等印鑑の必要な書類については、紙媒体の資料のみ押印し、電子データについては押印欄は空白で良い。
- (4) 検査で完成図書として不備があれば、修正箇所のわかる紙媒体と修正後の電子媒体の提出を求めることとする。

### (完成検査)

#### 第7条

検査は、土木工事書類一覧表に基づき提出された電子媒体及び紙媒体により実施する。検査時は、仮成果により受検することとし、検査終了後、速やかに前項で規定する電子媒体を提出すること。

電子媒体で行う検査については、監督職員が、事前にウィルスチェック及び本マニュアル等に基づいているかチェックを実施し、その結果を検査員に報告すること。

なお、検査に必要な機材（パソコン、プロジェクター等）は、原則、発注者が用意するものとするが、受注者の使用する電子納品支援ソフトのビューワーを使用する等の場合は、受注者の機器を使用することができる。

また、検査時のパソコン操作は、原則、受注者が行うこととする。

(評価)

第8条

(1) 電子納品対象工事における試行項目(写真、書類等、図面)について電子納品に対応した場合は、工事成績評定の主任監督員の考査項目の細則「創意工夫」において、電子納品の試行評価(加点)を行うものとする。

電子納品の試行評価は、表1のとおり、試行を実施した各項目毎に「エラー<sup>※1</sup>なし」の場合に加点評価を行い、「エラーあり」の場合は評価しない。(試行段階の写真、書類等、図面を全て電子納品した場合は、最大3点の加点となる)

なお、「創意工夫」において電子納品以外に関することで評価対象があり合計点が7点を超える場合は、7点を最大とする。

表1 電子納品の試行評価(主任監督員)

電子納品の項目	評価
写真	1点
書類等 <sup>※2</sup>	1点
図面 <sup>※3</sup>	1点

※1 エラーとは、国土交通省「電子納品チェックシステム」及び京都府土木工事等電子納品マニュアル(案)等に基づいているかチェックした結果とする。

※2 書類等については、「土木工事書類一覧表」を参照のこと。

※3 図面の試行評価は、DRAWINGFフォルダに格納された図面により行うこととする。なお、発注者が提供する図面がCAD製図基準(案)等の形式になっていない場合は、エラーなしとして取り扱うこととする。

(2) 電子納品対象工事(設計業務等)における実施(必須)項目の電子納品への対応については、成績評定における評価は行わないものとする。

(3) 電子納品対象工事(設計業務等)における実施(必須)項目について、電子納品を実施しなかった場合は、当該工事(設計業務等)は不履行と判断する。(ただし、監督職員との協議により電子納品の対象外としたものを除く)

(アンケート)

第9条

発注者は、受注者に対して電子納品に対するアンケートを実施する場合がある。その場合には、受注者はアンケートに協力するものとする。

## 土木工事書類一覧表

分類	提出書類	根拠法令等	発注者へ提出	完成検査			様式	情報共有システム対象	備考	
				提示	提出					
					紙媒体	電子納品 フォルダ名				
① 契約関係	当初	契約書	○							
	建退共掛金収納書	共通仕様書1-1-49	○						提出出来ない場合は理由を書面で提出する。	
	現場代理人等(変更)通知書	契約書第10条1項	○				○			
	請負代金内訳書	契約書第3条1項	○				○			
	工事工程表	契約書第3条1項	○				○			
	前払金請求書	契約書第34条1項	○				○			
	工事着手届		○				○			
	完成検査及び引渡し	工事完成届	契約書第31条1項	○				○		
	工事目的物引渡書	契約書第31条4項	○					○		
	請求書	契約書第32条1項	○					○		
	部分引渡し	(指定部分に係る)工事完成届	契約書第38条1項	○				○		
	(指定部分に係る)工事目的物引渡書	契約書第38条1項	○					○		
	(部分引渡しに係る)請求書	契約書第38条1項	○					○		
	部分払い検査	工事出来高届	契約書第37条2項	○				○		
	工事出来高内訳書	契約書第37条2項 共通仕様書1-1-28	○					○		
	出来高図、数量計算書	契約書第37条2項 共通仕様書1-1-28	○							
	請求書	契約書第37条5項	○					○		
	修繕関係書類	補修(改造)命令書	契約書第31条6項					○		
	補修(改造)工事完成届	契約書第31条6項	○					○		
	その他	部分使用承諾願(書)	契約書第33条1項							部分使用がある場合に提出する。
	工事延期願	契約書第18条～22条	○					○		工期延期が発生する場合に提出する。
② 工事着手前	工事実績情報サービス(CORINS)登録内容確認書	共通仕様書1-1-7							登録確認書を監督職員に提示する。	
	施工計画書	共通仕様書1-1-6	○		○				軽微な場合の変更施工計画書は提出不要。(工期や数量だけの変更等の場合)	
	施工体制台帳	共通仕様書1-1-16	○		○				下請契約がある場合に提出	
	施工体系図	共通仕様書1-1-16	○		○				下請契約がある場合に提出	
	下請工事契約時チェックリスト 下請契約書、誓約書(写し)	元下指針	○		○			○		
	重層下請理田書、府外下請選定理由書 府内資材選定困難理由書	元下指針	○		○			○	重層下請、府外下請、府外資材調達を行う場合に提出する。	
	設計図書の照査確認資料	共通仕様書1-1-3	○		○				契約書18条第1項1～5号に該当する事実が有る無しに関わらず、監督職員に提出する。(契約書第18条第1項の範囲を超えないこと。)	
	工事測量成果表(仮BM及び多角点の設置)	共通仕様書1-1-45	○		○				「工事測量成果表(仮BM及び多角点の設置)」とは、請負者による新たな設置の成果。	
	工事測量結果(設計図書との照合)		○		○				「工事測量結果(設計図書との照合)」とは、発注者の提供したものに対する照合。	
③ 工事中	工事打合簿(指示)				○	※	※MEET/ORG	○	○	原本は発注者が保管。提出書類は監督職員の保管書類。 ※情報共有システム利用の場合は電子納品のみ。
	工事打合簿(協議、承諾)		○		○	※	※MEET/ORG	○	○	発注者と受注者間でのやり取りがある協議などの場合は、資料2部を提出し、1部返却し、双方が1部を保管する。 完成検査時の提出は監督職員に提出した書類。 ※情報共有システム利用の場合は電子納品のみ。
	工事打合簿(提出、報告、通知、届出)		◎(メール)		○	※	※MEET/ORG	○	○	(任意) 施工計画書の提出を除く。 完成検査時の提出は監督職員に提出した書類。 ※情報共有システム利用の場合は電子納品のみ。
	再生資源利用計画書 再生資源利用促進計画書(実施書) (建設副産物を搬入、搬出する場合)	共通仕様書1-1-24	○		○				○	該当する再生資源がある場合、計画書は、施工計画書に含めて提出する。 CREDASの電子データは別途提出する。
	建設発生土処理計画書 建設発生土処理報告書	共通仕様書1-1-24	○		○				○	自由処分の場合に提出する。計画書は、施工計画書に含めて提出する。
	処理委託契約書の写し	共通仕様書1-1-24	○		○					再生資源利用促進実施書と併せて提出する。
	産業廃棄物管理票(マニフェスト)	共通仕様書1-1-24	○		○					産業廃棄物がある場合に検査時に提示する。
	運搬管理表	共通仕様書1-1-40	○		○					対象:レディーミクストコンクリート、アスファルト混合物及び契約図書にある建設副産物(建設発生土、産業廃棄物等)等の運搬作業 ※現着購入資材の現場までの運搬は対象外 ※現場内の運搬は対象外

## 土木工事書類一覧表

分類	提出書類	根拠法令等	発注者へ提出	完成検査			様式	情報共有システム対象	備考	
				提示	提出					
					紙媒体	電子納品 フォルダ名				
	材料確認簿	共通仕様書 第2編1-2	◎(メール)		○	※	※MEET/ORG	○ (任意)	※情報共有システム利用の場合は電子納品のみ。	
	材料品質証明資料(材料承諾願)	共通仕様書 第2編1-1	○		○				工事材料の使用にあたり、事前に監督職員の確認(材料承諾願)を受ける必要がある材料以外は、完成検査時までに監督職員に提出。	
	段階確認書	共通仕様書1-1-25	◎(メール)		○	※	※OTHERS/ORG	○ (任意)	契約図書で規定された場合のみ対象。 ※情報共有システム利用の場合は電子納品のみ。	
	確認・立会書	共通仕様書1-1-25	◎(メール)		○	※	※OTHERS/ORG	○ (任意)	※情報共有システム利用の場合は電子納品のみ。	
	段階確認・立会時の資料	共通仕様書1-1-25	○		○				監督職員が確認する場合は受注者が作成した資料に、確認した実測値等を記入し保管する。 受注者(自社)確認の場合は作成した資料を監督職員が確認受領し保管する。(低入札工事の段階確認の場合は不可) 完成検査時の提出書類は、監督職員の保管書類。	
	休日・夜間作業届	共通仕様書1-1-44	◎(メール)	○					施工時は、その都度届け出し、完成検査時は、提示のみ	
	工事履行報告書	契約書第11条	○				※	※OTHERS/ORG	○	月報報告。 ※情報共有システム利用の場合は電子納品のみ。
④安全管理	安全・訓練報告書	共通仕様書1-1-34		○					具体的な実施計画は、施工計画書に記載する。	
	安全訓練実施資料			○						
	工事事故報告書	共通仕様書1-1-37	○					○	速報は、口頭で連絡する。	
	災害防止協議会活動記録			○						
	店社バトロール実施記録	土木工事安全施工技術指針・労働安全衛生法 他		○						
	安全巡視、TBM、KY実施記録			○						
	新規入場者教育実施記録			○						
	使用機械、車両等点検記録	建設機械施工安全技術指針		○						
⑤施工管理	工程管理	実施工程表	共通仕様書1-1-31	○				○		
	出来形管理	出来形成果表	共通仕様書1-1-26	○	○	○	MEET/ORG			出来形測量を基に出来形数量を算出し、設計値と実測値を対比する。
		出来形図	共通仕様書1-1-26	○	○	○	DRAWINGF			展開図等、数量計算用の図面はMEET/ORGフォルダに格納する。
		出来形管理図表	共通仕様書1-1-26,27	○	○					測定数が10点未満の場合は作成不要。
	品質管理	各種試験データ資料	共通仕様書1-1-26,27	○	○					
		品質管理図表	共通仕様書1-1-26,27	○	○					測定数が10点未満の場合は作成不要。
		ヒストグラム(品質)	共通仕様書1-1-26,27	○	○					測定数が10点未満の場合は作成不要。(ただし、特殊な場合(ダムコンクリート等)を除く)
	写真管理	工事写真(概要版)	共通仕様書1-1-26,27	○	○					
工事写真		共通仕様書1-1-26,27	○		○	PHOTO/PIC			紙の場合は無理な電子化はしない。	
⑥支給品貸与品現場発生品	支給品精算書	共通仕様書1-1-22	○						支給品がある場合に提出する。	
	現場発生品調書	共通仕様書1-1-23	○					○	現場発生品がある場合に提出する。	
	支給材料受領書(貸与品借用書)	契約書第15条3項	○					○	支給品を受領した場合に提出する。	
⑦その他	材料納入伝票	共通仕様書2-1.2 契約書第13条		○					監督職員が提出を求めた場合のみ提出、それ以外の場合は提示。 交通誘導員は有資格者が必要な場合は資格証の写しを提出、伝票は提示。	
	建退共運営実績報告書	共通仕様書1-1-49	○	○				○	購入時：計画購入の場合、建退共運営計画書(従来様式) 実績報告： ① 車で購入し、当初契約額が3千万円未満の場合：実績報告書(A) ② 計画で購入又は当初契約額が3千万円以上の場合： 購入時：計画購入の場合、建退共運営計画書(従来様式) 実績報告： ① 車で購入し、当初契約額が3千万円未満の場合：実績報告書(A) ② 計画で購入又は当初契約額が3千万円以上の場合：	
	建退共証紙受払資料	共通仕様書1-1-49		○					受払簿、出面表、辞退届については検査時に提示する。	
	社内検査報告書			○						
	イメージアップ	特記仕様書	○	○					イメージアップ対象工事の場合に提出する。実施内容は施工計画書に記載する。	
	高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況(説明資料)	特記仕様書	○	○					高度技術、創意工夫を実施すれば提出できる。	
	新技術活用関係資料	特記仕様書	○	○					新技術(NETIS)実施工事の場合に提出する。受注者提案の場合は監督職員へ提出する。	
	工事完成図書納品書		○		○	OTHERS/ORG	○			



## 電子納品に関するよくある質問と回答（土木工事編）

平成 28 年 4 月 1 日  
京都府建設交通部指導検査課

電子納品の実施に関連して今までにいただいた質問の中から、よくある質問とその回答をまとめました。電子納品を実施（試行）する場合の参考にしてください。

### 1 電子納品全般に関する質問と回答

- (1) 電子納品を試行したいが、まず何をしたらよいかわからない。  
→ 電子納品を試行する場合は、電子納品の範囲や電子データの作成方法等について、工事着手までに、監督職員とその実施範囲等について事前協議を行って、事前協議チェックシートを作成して提出してください。
- (2) 京都府指定の電子納品作成支援ソフトやCADソフトを紹介して欲しい。  
→ 京都府指定のソフトはありません。京都府のCADデータファイル形式については、SXF形式で提出としていますので、SXF形式で提出できるCADソフトを選定してください。
- (3) 電子納品を試行したいが、適用する要領やガイドラインがわからない。  
→ 電子納品を行う場合の要領、ガイドラインは以下のとおりです。  
①京都府土木工事等電子納品実施マニュアル（案）【京都府】  
②京都府電子納品ガイドライン（土木工事）（案）【京都府】  
以上、<http://www.pref.kyoto.jp/shido-gijyutsu/densinouhin.html> からダウンロードできます。  
③工事完成図書の電子納品要領（案）【国土交通省】  
④CAD製図基準（案）【国土交通省】  
⑤デジタル写真管理情報基準（案）【国土交通省】  
⑥電子納品運用ガイドライン（案）（土木工事編）【国土交通省】  
⑦CAD製図基準（案）に関する運用ガイドライン（案）【国土交通省】  
以上、<http://www.cals-ed.go.jp/>からダウンロードできます。
- (4) 電子納品の試行と実施の違いを教えてください。  
→ 京都府土木工事等電子納品実施マニュアル（案）第3条（4）に「試行とは、対象とする電子納品が実施できなくても業務の履行を認めるものであり、実施とは、対象とする電子納品ができなければ業務は不履行と判断する」と記載があります。なお、特記仕様書に試行か実施の記載がありますので、確認をしてください。
- (5) 電子納品における受注者のメリットを教えてください。  
→ ①受注した工事の記録として電子納品成果（CD-R）を保管管理  
②保管管理した電子納品成果（CD-R）を検索、再利用  
③電子納品の試行の取り組みは、検査で評価  
④パソコンがあれば、どこでも書類作成

⑤社内のITスキルの向上

2 工事管理ファイルに関する質問と回答

- (1) 「工事番号」、「受注者コード」、「予備」に記入する数字がわからない。  
 → 「工事番号」、「受注者コード」、「予備」については、監督職員と協議してください。なお、以上のタグの記入は、必須となりますので、タグを削除したり、番号を適当に記入したりしないでください。
- (2) 「境界座標情報」に記入する座標がわからない。  
 → 国土地理院のホームページ（測量成果電子納品「業務管理項目」境界座標入力支援サービスから簡単に座標を取得することができます。  
 国土地理院ホームページ：<http://psgsv.gsi.go.jp/koukyou/rect/index.html>
- (3) 「発注者情報」に記入する内容がわからない。  
 → 「発注者情報」は、CORINS に入力する内容を記入してください。

発注者情報記入事例

工事管理ファイル項目	CORINS項目	例
発注者一大分類	発注機関名・中分類	京都府
発注者一中分類	発注機関名・小分類	(土木事務所(広域振興局建設部))
発注者一小分類	発注機関名・細分類	中丹東土木事務所(中丹広域振興局建設部)

CORINS ホームページ：<http://ct.jacic.or.jp/>

3 電子納品成果品に関する質問と回答

- (1) 電子納品成果品(CD-R)に電子納品を作成したソフトのビューア、スタイルシート、検査システム等を格納した方がよいのですか。  
 → 電子納品成果品(CD-R)には、ビューア、スタイルシート、検査システム等は格納しないでください。各種電子納品要領(案)で決まっている工事管理ファイル、工事管理ファイルのDTD及び各種フォルダで構成されます。
- (2) 電子納品で提出する写真において、デジタル写真の撮影の画素数は、120万画素で撮影しなければならないのですか。  
 → 電子納品で提出する写真については、京都府電子納品ガイドライン(土木工事)(案)に記載があるとおり、120万画素程度としているので、黒板の文字等の内容が判読できる精度で画素数を調整してください。

- (3) 現場で撮影した写真は、すべて電子納品成果品として提出する必要がありますか。
- 現場で撮影した写真は、会社のパソコン等に保存して、土木工事施工管理基準の写真管理基準により、電子納品成果品として提出してください。
- なお、写真の不足が検査で指摘される場合があるので、会社のパソコンに保存している写真は、当面の間、残しておいた方がよいと思われます。
- (4) 電子納品成果（CD-R）が複数枚になりそうだが、複数枚になる場合の注意点を教えて欲しい。
- 工事管理ファイルの「メディア総枚数」にCD-Rの合計枚数を、「メディア番号」に当該CDの枚数を記入してください。その際、CD-Rの表面の番号／総枚数と一致するようにしてください。

#### 4 電子納品に関する問い合わせ先

工事を受注している場合は、工事の監督職員に問い合わせてください。

工事を受注していない場合等は、京都府建設交通部指導検査課に問い合わせてください。

**【京都府建設交通部 指導検査課 指導担当】 075-414-5227**

## 電子納品に関するよくある質問と回答(土木設計業務等編)

平成 28 年 4 月 1 日  
京都府建設交通部指導検査課

電子納品の実施に関連して今までにいただいた質問の中から、よくある質問とその回答をまとめました。電子納品を実施する場合の参考にしてください。

### 1 電子納品全般に関する質問と回答

- (1) 電子納品を実施したいが、何をしたらよいかわからない。
- 電子納品を実施する場合は、電子納品の範囲や電子データの作成方法等について、業務着手までに、監督職員とその実施範囲等について事前協議を行って、事前協議チェックシートを作成して提出してください。
- (2) 京都府指定の電子納品作成支援ソフトやCADを紹介して欲しい。
- 京都府指定のソフトはありません。京都府のCADデータファイル形式については、SXF形式で提出としていますので、SXF形式で提出できるCADソフトを選定してください。
- (3) 電子納品を実施したいが、適用する要領やガイドラインがわからない。
- 電子納品を行う場合の要領、ガイドラインは以下のとおりです。
- ① 京都府土木工事等電子納品実施マニュアル(案)【京都府】
  - ② 京都府電子納品ガイドライン(土木設計業務等)(案)【京都府】
- 以上、<http://www.pref.kyoto.jp/shido-gijyutsu/densinouhin.html> からダウンロードできます。
- ③ 土木設計業務等の電子納品要領(案)【国土交通省】
  - ④ 測量成果電子納品要領(案)【国土交通省】
  - ⑤ 地質・土質調査成果電子納品要領(案)【国土交通省】
  - ⑥ CAD製図基準(案)【国土交通省】
  - ⑦ デジタル写真管理情報基準(案)【国土交通省】
  - ⑧ 電子納品運用ガイドライン(案)(業務編)【国土交通省】
  - ⑨ CAD製図基準(案)に関する運用ガイドライン(案)【国土交通省】
  - ⑩ 電子納品運用ガイドライン(案)(測量編)【国土交通省】
  - ⑪ 電子納品運用ガイドライン(案)(地質・土質調査編)【国土交通省】
- 以上、<http://www.cals-ed.go.jp/>からダウンロードできます。
- (4) 電子納品における受注者のメリットを教えて欲しい。
- ① 受注した業務の記録として電子納品成果(CD-R)を保管管理
  - ② 保管管理した電子納品成果(CD-R)を検索、再利用
  - ③ パソコンがあれば、どこでも書類作成
  - ④ 社内のITスキルの向上

## 2 電子納品成果品に関する質問と回答

- (1) 電子納品成果品（CD-R）に電子納品を作成したソフトのビューア、スタイルシート、検査システム等を格納した方がよいのですか。
- 電子納品成果品（CD-R）には、ビューア、スタイルシート、検査システム等は格納しないでください。各種電子納品要領（案）で決まっている業務管理ファイル、業務管理ファイルのDTD及び各種フォルダで構成されます。
- (2) 電子納品で提出する写真において、デジタル写真の撮影の画素数は、120万画素で撮影しなければならないのですか。
- 電子納品で提出する写真については、京都府電子納品ガイドライン（土木設計業務等）（案）に記載があるとおり、120万画素程度としているので、黒板の文字等の内容が判読できる精度で画素数を調整してください。
- (3) 現場で撮影した写真は、すべて電子納品成果品として提出する必要がありますか。
- 現場で撮影した写真は、会社のパソコン等に保存して、必要な写真を電子納品成果品として提出してください。なお、写真の不足が検査で指摘される場合もあるので、会社のパソコンに保存している写真は、当面の間、残しておいた方がよいと思われます。
- (4) 電子納品成果（CD-R）が複数枚になりそうだが、複数枚になる場合の注意点を教えて欲しい。
- 業務管理ファイルの「メディア総枚数」にCDの合計枚数を、「メディア番号」に当該CD-Rの枚数を記入してください。その際、CD-Rの表面の番号／総枚数と一致するようにしてください。

## 3 電子納品に関する問い合わせ先

業務を受注している場合は、業務の監督職員に問い合わせてください。

業務を受注していない場合等は、京都府建設交通部指導検査課に問い合わせてください。

**【京都府建設交通部指導検査課】 075-414-5227**